

労働情報なごや



(2026年3月発行)

名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業が 324社になりました！

名古屋市では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証しています。

✿ 認証企業の取組事例 ✿

- 意欲と能力に応じて、パート従業員等が正規雇用へ移行できる制度や取組がある。
- 長時間労働の抑制のため、**ノー残業デー**などの具体的な措置を行っている。
- 過去3年間に**年次有給休暇の平均取得率**が増えている、直近の取得率が**70%以上**である。
- 在宅勤務など**テレワーク**の実績が過去1年間に複数回ある。
- 法令を超えた**出産・育児・介護に関する休業・休暇制度**がある。

令和7年度新規認証企業（31社・50音順）

有限会社愛協

愛知産業株式会社

イリヤ建設株式会社

株式会社NTTデータ・ウイズ

岡谷鋼機株式会社

株式会社川島鉄工所

株式会社喜久緑化建設

近畿日本ツーリスト株式会社

株式会社サンゲツ

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

株式会社新栄コーポレーション

株式会社ダイワ

大和リース株式会社

株式会社竹居組

株式会社タケコシ

株式会社中京技研

中部復建株式会社

株式会社中部プラントサービス

株式会社長大

月島ジェイテクノメンテサービス株式会社

株式会社テクノアスカ

株式会社ナゴヤグリーンサービス

日本工営株式会社

株式会社ハシモト

株式会社日立製作所

株式会社ヘルスケアシステムズ

株式会社マックスシステムズ

マックスバリュ東海株式会社

三菱電機株式会社

株式会社明電舎

株式会社安井建築設計事務所



市公式ウェブサイトでは、認証企業の一覧や認定企業それぞれの取組PRを掲載しています。
ぜひご確認ください！

[詳細はこちら](#)

URL: <https://www.city.nagoya.jp/kurashi/shigoto/1016708/1034837.html>



労働条件の確認できていますか？

この春から新しい会社に採用が決まった！アルバイトを始めるなど、新たな労働環境で働く方が増える時期になりました。また、現在お勤めの方も自分が今どんな労働条件で働いているのか把握できていますか？自身の労働条件や働くときのルールを改めて確認してみましょう。



ポイント1 労働条件の明示

企業が労働者を採用するときは契約期間や賃金、退職に関する事など、決められた労働条件を原則、書面で明示しなければなりません。

ポイント2 賃金

賃金は通貨で、直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われなければなりません。また労働者の同意があっても、最低賃金を下回ってはいけません。（愛知県の最低賃金は現在時給1,140円です。また、業種ごとに定められた特定最低賃金として、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業では1,175円、輸送用機械器具製造では1,146円とされています。）

ポイント3 労働時間・休日

労働時間の上限は、1日8時間、1週40時間です（10人未満の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業は44時間）。また少なくとも1週間に1日、または4週間を通じて4日以上の日が必要。この労働時間の上限を超えてまたは休日に働かせる場合には、あらかじめ労使協定（36協定）を結び、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

ポイント4 休憩

1日の労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を勤務時間の途中でとる必要があります。

ポイント5 割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働（午後10時～午前5時）を命令され、行った場合は、割増賃金が支払われます。



ポイント6 年次有給休暇

雇い入れの日から6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者には年次有給休暇が付与されます。また、10日以上付与されている労働者については、年5日の年休を取得させることが使用者の義務となります。

ポイント7 解雇・退職

企業は、やむを得ず、労働者を解雇する場合、30日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を支払わなければなりません。また、業務上の傷病や産前産後による休業期間及びその後30日間は、原則として解雇できません。

※解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効です。

ポイント8 就業規則

就業規則は作業場も見やすい場所に掲示するなどの方法により労働者に周知される必要があります。

詳しくは、厚生労働省の作成する労働条件に関する総合サイト「確かめよう労働条件」をご確認ください。

URL : <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

詳細はこちら→



名古屋市の就職相談窓口

📍 吹上ホールすぐ横

「なごやジョブサポートセンター」のご案内

なごやジョブサポートセンターは、名古屋市内での就職を検討している求職者の方の支援を行う「名古屋市総合就職相談窓口」です。

なごやジョブサポートセンターでできること



●専門のキャリアカウンセラーによる就職相談・職業紹介

担当のキャリアカウンセラーが、求職者の方一人ひとりの希望や適性に合わせ、求人紹介や応募書類の作成、面接トレーニングなど、きめ細やかな就職相談から就職後の定着まで伴走的に支援します。

電話もしくは専用
フォームから**予約**

キャリアカウンセリング
※WEB 相談も可能

求人紹介
なごジョブ独自の求人に加え
ハローワークの求人も提供します

面接対策等
履歴書・ESの書き方、面接対策などを
しっかりサポート

就職定着支援
入社後のお悩みも
ご相談いただけます

●WEB 面接ルームの提供

明るくて静かな場所がない…通信環境がよくない…などWEB面接で困ったことはありませんか？通信環境の安定した、なごジョブWEB面接ルームなら、完全個室で、パソコン（カメラ内蔵）・照明器具・マイク・スピーカーが無料でご利用いただけます。

●就職準備セミナーの開催

就職へ向けたさまざまな知識・ノウハウの習得に役立つセミナーを実施しています。

□お問い合わせ先□

相談受付：月～金曜日・第2土曜日

午前9時～午後5時（水曜日のみ午後6時30分まで延長）

休館日：土曜日（第2土曜日は開館）、日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

※第2土曜日が祝日の場合、第3土曜日開館 ※夏季休館日あり

電話：052-733-2111（完全予約制です）

場所：名古屋市千種区吹上二丁目6-3

名古屋市中小企業振興会館6階

詳細はこちら

URL：<https://www.nagojob.city.nagoya.jp/>



Instagram・facebookでも、情報を発信しています！

～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E mail: rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

◆相談無料

◆秘密厳守

※Eメールによるご相談は、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

（お住まいや勤務先の所在区など可能な範囲でご記入ください。）

よくある相談事例をご紹介します！！

Q：入社してみたら、求人票の内容と実際の仕事が違ったが、どうしよう？

A：労働基準法では、法定の事項について、労働契約の締結時に、書面の交付により労働条件を明示すること定められています。（労働基準法第15条）

まずは労働条件通知書を確認し、実際の仕事が違う場合は、会社に労働条件通知どおりの履行を求め、それに応じてくれない場合は愛知労働局の総合労働相談コーナーに相談してください。

また、ハローワークでの求人票と実際の仕事が違う場合は、ハローワークもしくは、ハローワーク求人ホットラインで改善を求めることもできます。

愛知労働局 総合労働相談コーナーでも労働問題に関するあらゆる分野のご相談ができます。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）9時30分～17時

電話：052-972-0266

場所：名古屋合同庁舎第1号館8階（名古屋市中区三の丸二丁目2番1号）